

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案新旧対照条文  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）  
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）  
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務	(略)	(略)
ダイオキシ ン類対策特 別措置法（ 平成十一年 法律第五百 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、第十条第一項の規定により処理することとされているもの（総量削減計画の作成に係るものを除く。）並びに同条第二項及び第三項並びに第二十六条の規定により処理することとされているもの	ダイオキシ ン類対策特 別措置法（ 平成十一年 法律第五百 号）	この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（第十一条第一項の事業に関するものに限る。） 一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第十一条第一項及び第四項並びに第十四条第一項、第
大深度地下 の公共的使 用に関する 特別措置法 （平成十二	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（第十一条第一項の事業に関するものに限る。） 一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第	ダイオキシ ン類対策特 別措置法（ 平成十一年 法律第五百 号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの（第十一条第一項の事業に関するものに限る。） 一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第

年法律第  
号)

二十条において準用する同法第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条第二項、第二十二條第三項及び第三十條第六項において準用する同法第二十四條第四項及び第五項、第二十三條第一項及び第二項、第三十六條第一項並びに同法第二項において準用する第三十五條第三項の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第九條において準用する土地收用法第十二條第二項並びに第十四條第一項及び第三項、第二十條において準用する同法第二十四條第二項、第二十二條第二項、第三十條第五項並びに第三十五條第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

別表第二 第二号法定受託事務(第二条第十項関係)  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
環境影響評価法(平成九年法律第	第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二條第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者(地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第

別表第二 第二号法定受託事務(第二条第十項関係)  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
環境影響評価法(平成九年法律第	第四条第一項第一号若しくは第五号又は第二十二條第一項第一号、第二号若しくは第六号に定める者(地方公共団体の機関に限る。以下「第四条第一項第

<p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成十二年法律第 号)</p>	<p>八十一号)</p>
<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条において準用する同法第二十四条第二項、第二十二條第二項、第三十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務(第十一条第二項の事業に関するものに限る。)</p>	<p>一号等に定める者」という。)が、この法律の規定により行うこととされている事務(当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第二項第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第二号法定受託事務である場合に限る。)</p>
	<p>八十一号)</p> <p>一号等に定める者」という。)が、この法律の規定により行うこととされている事務(当該第四条第一項第一号等に定める者が行う免許等若しくは第二条第二項第二号ホに規定する免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は特定届出若しくは同号ホに規定する届出に係る事務が第二号法定受託事務である場合に限る。)</p>